

第4章 基本計画

【基本目標1】ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり

(1)障がいのある人となない人の相互理解の促進

◆ 主要施策 ◆

① 障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進

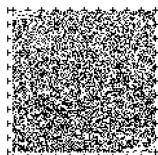
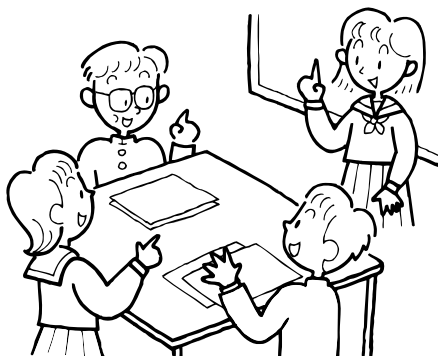
- ◆ 障がいのある人の理解と認識を深めるために、中央市社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報紙、市のホームページ、ガイドブックなど多様な媒体で広報・啓発を図ります。【継続】
- ◆ 「障害者週間（12月3日～9日）」を活用するなど、障がい福祉に関する行事において、啓発を行い、理解の促進を図ります。また、障がい者団体や、障がいのある人の参加の促進にも努めます。【継続】
- ◆ これまで理解が十分でない発達障がいや精神障がい及び高次脳機能障がいについては、特に知識と理解の普及に努めます。【継続】
- ◆ 催しの実施にあたっては、誰もが参加しやすい内容や会場配置について配慮します。【継続】

② 子どもの頃からの福祉教育の推進

- ◆ 社会福祉への理解と関心を高めるため、学校教育における福祉教育の充実を図ります。【継続】
- ◆ 小・中学校と特別支援学校との交流など、相互理解を深める教育を推進します。【継続】
- ◆ 青少年のボランティア活動を促進するため、小・中学校へ情報提供等の充実を図ります。【継続】

③ 地域での福祉教育の推進

- ◆ 福祉に関する理解と関心を高めるため、生涯学習として、講座や学習会などの充実を図ります。【継続】
- ◆ 総合会館などの公共施設を利用して障がいのある人と健常者の交流を図るとともに、交流活動に自主的に取り組むグループの育成に努めます。【継続】
- ◆ 地区単位で学習会などの集会を行うなど、身近な場での学習会の実施を働きかけます。【継続】



(2) 差別解消及び権利擁護*の推進

◆ 主要施策 ◆

① 差別の解消

- ◆ 平成 28 年 4 月に施行された『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』の基本方針に基づき、同法の適切な運用及び障がい者を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。【新規】

② 虐待の防止

- ◆ 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づき、障がい者相談支援センター内に設置した障がい者虐待防止センターの機能を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、虐待防止についての取組みを実践していきます。【新規】
- ◆ 虐待防止に関する通報や相談などについての広報や普及啓発に努めます。【新規】

③ 権利擁護の推進

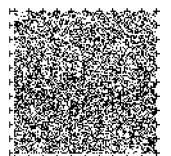
- ◆ 権利擁護のために、成年後見制度*を周知し、必要なケースへの支援に努めます。【継続】
- ◆ 権利擁護に係わる各種相談の充実を図るとともに、福祉サービスの利用や日常的金銭管理を中心に援助する、中央市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業*を推進します。【継続】



* 権利擁護：自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

* 成年後見制度：知的障がい者・精神障がい者・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理などを支援する制度。民法の一部改正など法整備により平成12年から実施。

* 日常生活自立支援事業：認知症高齢者や知的障がい者等の自己決定能力が十分でない人が、さまざまな場面で権利を侵害されたり、不利益を被ったりすることがないように、権利の擁護や、権利行使に関する相談・援助を行う事業。金銭管理や契約代行等、福祉サービスの利用を支援するための事業として社会福祉協議会によって実施されている。



(3) 協働体制の整備

◆ 主要施策 ◆

① 当事者活動の支援と障がいのある人の親への支援

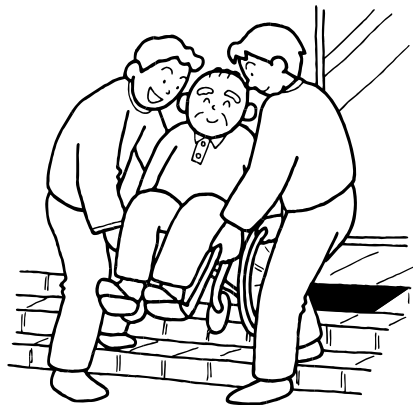
- ◆ 障がいのある人の潜在的なニーズを把握し、市や関連機関に働きかけることが役割として期待される障がい者団体の活性化や、会員の確保などの支援に努めます。【継続】
- ◆ 障がい当事者やその家族 及び 障がい事業所等の相談や問題解決のため、障がい者相談支援センターの機能の充実を図ります。【新規】
- ◆ 障がいのある人が他の障がいのある人に対するボランティア活動を促進するため、障がい者団体への支援を図ります。【継続】

② 交流事業の推進

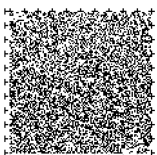
- ◆ 障がいに対する偏見や差別をなくし、地域支援体制を充実するため、通所、入所施設、地域活動支援センター*等の福祉施設が主体的な取り組んでいる地域との交流事業を積極的に支援します。【新規】

③ ボランティア活動の育成と支援

- ◆ 中央市社会福祉協議会のボランティアセンターを主軸にして障がいのある人や高齢者、子育て支援のボランティア育成や各種グループの専門性を高めていき、ボランティアのネットワークの拡大を図ります。【新規】
- ◆ 中央市社会福祉協議会の「ほっと。スマイルサービス」や「ボランティア移動・おでかけサービス」等の中央市住民参加型有償在宅福祉サービス事業の周知に努め、より多くの市民がボランティア活動に参加できるよう働きかけます。【新規】



* 地域活動支援センター：創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。



【基本目標 2】 自分らしく学び、働き、社会に参加できる環境づくり

(1)療育・保育・教育における支援の充実

◆ 主要施策 ◆

① 早期療育の推進

- ◆ 乳幼児健康診査のフォロー事業として訪問指導やカウンセリング等の相談事業を実施するとともに、保育園や教育機関等との連携を図り、早期療育の充実に努めます。【拡充】
- ◆ 発達に課題のある乳幼児や障がいのある子どもを持つ保護者の療育不安解消を目的とし、療育相談の充実を図ります。【拡充】

② 障がい児保育の推進

- ◆ 障がいのあるなしに関わらず、子どもたちがともに育つ環境づくりを推進するため、障がい者相談支援センターと保育園・幼稚園・こども園との連携を図ります。【拡充】
- ◆ 保育士の研修実施や介助者の確保などについて検討するとともに、教育部門との連携を図るなど、保育の充実を図ります。【拡充】

③ 個々の状況に応じた適切な学習指導の推進

- ◆ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行えるよう、教職員の研修を充実し、指導力の向上に努めます。【拡充】
- ◆ 発達障がい、不登校・不適応、精神神経疾患、非行、いじめ、養護問題等、子どもたち一人ひとりの状況に応じた対応ができるよう、小・中学校、及び家庭相互の連携の強化に努めます。【拡充】

④ 障がいに応じた適切な療育・教育の充実

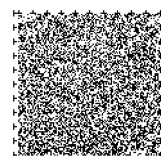
- ◆ 障がい児の療育・教育条件を整備するため、関係機関と連携し、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす療育・教育の充実を図ります。【拡充】
- ◆ 学校の増改築に合わせて、施設のユニバーサルデザイン化を図ります。また、入学児童・生徒の障がいの程度に応じて、障がいに配慮した改修を進めます。【拡充】
- ◆ 一人ひとりの障がいに応じた教育を推進できるよう、就学相談の充実を図ります。【拡充】

⑤ 就学期における教育の推進

- ◆ 特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小・中学校との交流を行い、相互理解を深める交流教育を推進します。【拡充】
- ◆ 様々な悩みや課題を抱える障がい児とその保護者を対象とした相談事業の充実を図ります。【拡充】

⑥ 発達障がい児支援の充実

- ◆ 保育・教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携を強化し、ネットワークを構築して、学習障がい(LD)や注意欠陥／多動性障がい(ADHD)などの発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるような体制づくりに努めます。【拡充】



(2)雇用・就労及び経済的自立への支援の充実

◆ 主要施策 ◆

① 一般企業への就職に向けた支援

- ◆ 国、県や特別支援学校等の関係機関と連携して、障がいのある人の社会的自立と社会参加を促進していくために、市内の事業所等へ一般就労ができるように事業所への雇用の拡大を要請していくとともに、各種助成制度等の周知を図るなど、啓発活動を継続的に推進します。

【修正】

- ◆ 地域自立支援協議会*を活用して、甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）、山梨障害者職業センター、障がい者相談支援センター、就労支援事業所等関係機関との連携を図り、障がいのある人が必要なときに適切な就労支援が受けられるようにするとともに、企業等への普及啓発活動や職場開拓を行います。【修正】
- ◆ 平成 28 年度から改正 障害者雇用促進法が施行されたことに伴い、甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）等と連携し、主な改正点である ①雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止、②障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）、③法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加されたことなどの普及・啓発に努めます。【新規】

② 公共機関での障がい者雇用の推進

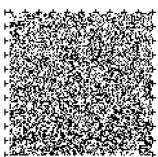
- ◆ 市役所等の公共機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。【継続】

③ 福祉的就労*の充実

- ◆ 障がいの状況に応じた福祉的就労の場を確保することは重要であるため、特別支援学校卒業生の状況等、今後の動向を踏まえ、福祉的就労の場の計画的な整備充実を図ります。【修正】
- ◆ 多様で良質なサービス提供体制の整備促進のため、今後も障がい者福祉事業に関心のある方に対して情報提供、申請手続きの支援を行うことで、地域活動支援センター事業の充実を図ります。【新規】
- ◆ 平成 25 年度から施行された障害者優先調達推進法に基づき、市の予算編成時に、障がい者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを購入するように各課等に周知し、発注の増加を図り、就労者の生産に対する意欲を育てます。また、市内の民間事業所等に対して、就労支援施設等への委託に関する情報提供と啓発を行います。【新規】

* 地域自立支援協議会：相談支援事業をはじめとする、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法にともなって制度化された。

* 福祉的就労：一般企業等での就労が困難な障がいのある人が、就労移行支援サービスや就労継続支援サービス（A型・B型）に通所し、職業訓練等を受けながら作業を行うこと。



(3)社会参加への支援の充実

◆ 主要施策 ◆

① 社会活動、余暇活動に関する情報の提供

- ◆ 多様な社会活動を支援するため、障がいのある人の参加が可能なスポーツ、文化サークル、各種イベント等の情報を、様々な媒体を通じて提供していきます。また、市内の公共施設、飲食店、宿泊施設等のユニバーサルデザイン化の状況など必要な情報を可能な範囲で集約し、その提供に努めます。【新規】

② 生涯学習・文化活動の推進

- ◆ 障がいのある人が健常者とともに生涯学習活動に取り組めるよう、各種の学級・講座等に関する情報提供、相談体制、受け入れ体制の充実に努めます。【継続】
- ◆ 山梨県障害者福祉協会が主催する「山梨県障害者文化展」など、障がいのある人の制作作品の発表機会に関する情報提供を積極的に行います。【修正】

③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

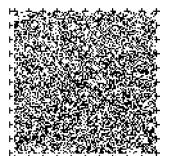
- ◆ スポーツ活動の振興を図るため、障がい者スポーツ大会への参加を支援します。【継続】
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動への障がいのある人の参加を促進するため、情報提供、相談体制の充実に努めます。【継続】
- ◆ 障がいのある人が利用しやすいよう、公共の文化施設やスポーツ施設のバリアフリー*化に努めます。【継続】

④ 選挙権の行使に関する支援

- ◆ 郵便等による不在者投票制度の周知、投票所のバリアフリー化など投票のための必要な整備を行います。【新規】



* バリアフリー：すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリア（障壁）を除去すること。



【基本目標 3】 誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

(1) 保健・医療の充実

◆ 主要施策 ◆

① ライフステージに応じた健康教育・健康相談等の実施

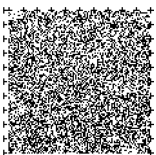
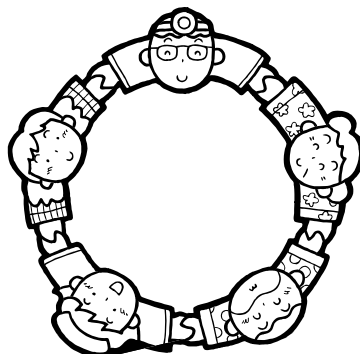
- ◆ 乳幼児健康診査において、乳幼児の障がいの原因となる疾病等の早期発見のため、健康情報を提供するとともに、健康教育を推進します。【継続】
- ◆ ハイリスク妊婦等を対象に、妊娠中から出産にかけて予想される疾病等の予防と早期発見・早期治療を行うため、訪問指導、電話相談、母親学級での面接等の充実を図ります。【継続】
- ◆ 新生児・乳幼児の順調な発育・発達を促し、疾病等を予防するための育児指導や、早期発見のための新生児・乳幼児訪問指導の充実を図ります。【継続】
- ◆ 精神疾患の早期発見・早期治療を図るため、精神保健福祉相談を推進します。【継続】
- ◆ 在宅難病患者とその家族に対する訪問による相談の充実を図ります。【継続】

② ライフステージに応じた健診（検診）の実施

- ◆ 安全な妊娠・出産への支援として、妊婦健康診査を推進し、妊婦一般健康診査票を2枚交付しています。【継続】
- ◆ 乳幼児の障がいの原因となる疾病等の早期発見のため、乳幼児健康診査を実施し、幼児一般健康診査票を2枚交付しています。【継続】
- ◆ 健診時に先天性の障がいや疾病等が疑われた乳幼児を対象に、精密検査等の受診を奨励するとともに、訪問・面接等を行い、個別指導の充実を図ります。【継続】
- ◆ 障がい発生原因のひとつであるがんの早期発見・早期治療を目的に、がん検診を推進します。【継続】
- ◆ 健診に対する意識の高揚と、生活習慣病の早期発見を目的とし、若年層も対象にした健康診査を推進します。【継続】

③ 地域医療体制の整備

- ◆ 障がいのある人も地域で安心して暮らせるよう、休日や夜間等の救急医療体制の周知に努めるとともに、近隣自治体の専門病院と地域のかかりつけ医との病診連携システムの構築に努めます。【継続】



(2)障がいのある人の自立した生活をささえるサービスの充実

◆ 主要施策 ◆

① 相談支援における適切なケアマネジメント*の推進

- ◆ 相談から福祉サービス等の適切な支援まで、申請、手続き等が相談者の大きな負担とならないよう、行政、相談支援センターの役割を明確にするとともに、相互連携による一元化された相談窓口の周知に努めます。【新規】
- ◆ 障がいのある人の総合的・継続的なケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、相談支援体制の充実を働きかけます。【継続】
- ◆ サービス等利用計画作成のために、指定特定相談支援事業者の確保に努めます。【継続】

② 質の高いサービス提供に向けた支援

- ◆ 障がいのある人の地域における生活を支援するため、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具など自立支援給付の充実 及び 地域生活支援事業、障害児通所支援の継続的な提供を実施するとともに、十分な供給体制の確保に努めます。【継続】
- ◆ 相談支援専門員、社会福祉士、臨床心理士、保健師など、福祉サービスを支える専門職の人材の育成・確保に努めます。【拡充】
- ◆ 障がいのある人が福祉サービスを十分に理解し、サービスを有効に活用できるよう制度の周知を図るとともに、障害者手帳の取得を促進します。【継続】

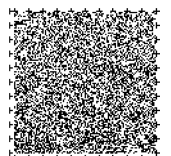
③ 経済的支援の充実

- ◆ 各種サービスを受けられるよう、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得を推進します。【継続】
- ◆ 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、心身障害者(児)福祉手当等の支給により、障がいのある人や家族の経済的負担を軽減します。【継続】
- ◆ 重度心身障害者医療費助成制度や自立支援医療等公費負担医療制度の活用により、障がいのある人や家族の医療費に軽減を図ります。【継続】
- ◆ 障がい福祉サービスが十分に利用できるように、低所得者に配慮した実費負担の軽減措置を促進します。【継続】

④ 難病患者の在宅福祉サービスの推進

- ◆ 障害者総合支援法の施行により、難病患者においても障がい福祉サービスを利用できることの周知に努め、サービス利用の促進を図るとともに、事業者に対する啓発を進め、事業の基盤整備に努めます。【継続】
- ◆ 難病患者の介護者への支援を強化します。【継続】

* ケアマネジメント：本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善および開発を推進する援助方法。



⑤ 移動手段の確保と移動・外出の支援の充実

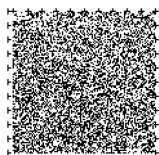
- ◆ 障がいのある人の外出に関するニーズを把握し、移動支援事業や行動援護、及びタクシー利用料金助成事業など、必要に応じた支援の提供に努めます。【継続】
- ◆ 各種交通割引制度について周知を図るとともに、自動車改造費などの移動に関わる費用について、助成制度の充実を図ります。【継続】

⑥ コミュニケーション支援の充実

- ◆ 福祉課窓口に配置している手話通訳者*の勤務日数や時間帯の拡充に努めます。【拡充】
- ◆ いつでも必要な時にコミュニケーション支援が受けられるよう、手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施します。【継続】
- ◆ 国が定めるカリキュラムに沿った質の高い手話奉仕員養成講座を継続的に実施し、手話の理解とコミュニケーションの拡大を図ります。【拡充】
- ◆ 障がいのある人の情報機器活用能力の向上のため、山梨県の障害者ITサポートセンターで実施している障がい者を対象としたパソコン教室の情報提供を行っていきます。【新規】



* 手話通訳者：身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話ごい、手話表現技術および基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。



(3)入所者・入院者の地域生活への移行の推進

◆ 主要施策 ◆

① 情報提供の充実

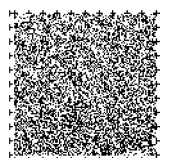
- ◆ 広報紙、市のホームページ、ガイドブックなど複数の媒体を活用し、障害者手帳の申請方法、各種支援制度のサービスの内容と利用方法、近隣自治体の障がい福祉施設の案内等をわかりやすく情報提供していきます。【拡充】
- ◆ 障がいの種類や状況にかかわらず、日常生活に必要な情報を取得できるように、ITも活用視野に入れた総合的な情報のバリアフリー化を推進します。【拡充】

② 相談体制の強化

- ◆ 福祉、保健、医療など多分野にわたる障がい福祉施策に関する情報提供・案内などが総合的に実施できるよう、庁内各課の連携を強化し、障がい種別に関わらず、気軽に相談できるような相談体制づくりに努めます。【拡充】
- ◆ 身近な地域における相談者となる民生委員児童委員等の活動への支援に努めます。【修正】
- ◆ サービス提供の効率化を図るため、福祉及び医療情報管理システムの集約に努め、福祉サービス管理システムの構築を図ります。【拡充】

③ 広域的な連携による居住の場の整備

- ◆ 1人では自立が困難な障がいのある人のため、また、親族と一緒に生活することが困難になった場合の生活の場を確保するため、障がい当事者や家族等の要望を踏まえて、地域に根ざした暮らしの場の提供を図ります。【拡充】
- ◆ 共同生活援助（グループホーム）については、空き家物件等の既存の社会資源の活用を検討するとともに、市内あるいは近隣自治体で活動するNPO法人や社会福祉法人等に広く情報提供を行い、設置について継続的な働きかけを行います。【継続】
- ◆ 施設入所者や入院している障がい者等が円滑に地域移行するために、障がい者相談支援センターや各種関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。【継続】



(4)ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

◆ 主要施策 ◆

① 住宅のユニバーサルデザイン化の支援

- ◆ 居宅における生活動作を支援するための住宅改修費の助成や、日常生活用具給付事業などの制度の周知に努め、利用の促進を図ります。【拡充】

② 公共的施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

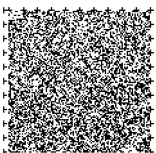
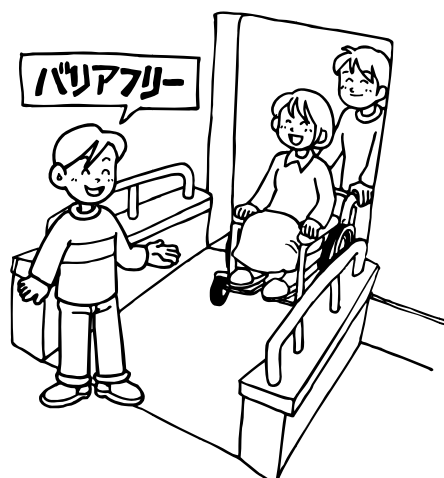
- ◆ 公共的な施設においては、新規建築物の他、既存の公共施設のバリアフリー化促進を図り、障がいのある人が自らの意思で自由にかつ容易に社会経済活動に参加することができるよう福祉のまちづくりを推進していきます。【拡充】
- ◆ 公共施設の整備等の際には、障がいのある人の意見を聞く場を設けるなど、障がいのある人の視点に立ったまちづくりを推進します。【新規】
- ◆ 公園の入口の段差、車止め等の問題を解消し、障がいのある人用トイレや肢体不自由児（者）にも対応できるオムツ換えスペースの設置等、整備に努めます。【拡充】

③ 民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

- ◆ 「山梨県障害者幸住条例（平成 27 年度改正）」に基づき、民間の施設において施設の老朽化に伴う建て直しや新たな施設設置の場合には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた設置を進めるよう働きかけるとともに、既存の施設におけるバリアフリー化について働きかけます。【継続】

④ 道路のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

- ◆ 障がいのある人が歩行や車いすで安全に外出できるよう、歩道の拡張や設置・危険箇所へガードパイプ等の設置他、歩道の整備を図るとともに、放置自転車や商店の看板などの通行の妨げとなるものの解消に働きかけ、歩行空間の確保を図ります。【拡充】



(5) 安心・安全の確保

◆ 主要施策 ◆

① 防犯対策の充実

- ◆ 障がいのある人や認知症の高齢者などが、悪質訪問販売等の消費被害に遭遇しないよう、消費生活相談等の体制の充実を図るとともに、周知に努めます。【継続】
- ◆ 地域において、すべての人が、安心・安全に暮らすことができるよう、地域の人々の協力によってつくる防犯体制の支援・指導に努めます。【継続】

② 緊急・災害時に向けた支援体制の整備

- ◆ 自主防災組織や民生委員児童委員等と連携を図りながら、地域の支援体制の充実に努めます。【拡充】
- ◆ 災害発生などの緊急時における聴覚障がい者や視覚障がい者への情報提供を推進し、災害時に早期に対応できる消防緊急システムの充実を図ります。【拡充】
- ◆ 障がいのあるひとり暮らしの要支援者に対し、緊急通報システムの設置を推進するなど、日常生活における安否確認のための体制を整えます。【拡充】
- ◆ 避難行動要支援者登録制度*の周知に努め、より多くの人が地域での見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組づくりを図ります。【新規】
- ◆ 災害時、障がいのある人に必要な生活必需品について、障がい者団体と協議して避難所への備蓄や円滑な使用を図ります。【新規】

③ 防災対策の充実

- ◆ 自主防災組織の育成を図り、障がいのある人の状況を考慮した緊急連絡体制、活動マニュアル、防災訓練の実施に努めます。【拡充】
- ◆ 地域の連携のもと、災害時における障がいのある人の安全な避難誘導體制、避難所における福祉・医療サービス等の提供体制を整備します。【拡充】
- ◆ 災害時に避難所で必要となる福祉用物品の確保に努めます。【拡充】

* 避難行動要支援者登録制度：災害時に自力では避難が困難な方をあらかじめ登録し、地域の避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生児童委員など）と、その情報を共有することにより、日頃から災害が発生した時の避難支援に役立てる制度。東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、平成25年6月に改正された災害対策基本法の中で、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

